平成２２年（フ）第１５８８号
京都市右京区太秦多藪町ラムーラン山口ビル１階、登録原票記載事項証明書上の住所京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町22番地
破産者　川口こと　趙　　政子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県南あわじ市福良丙775番地106　ジーアールＤ号、前住所兵庫県南あわじ市福良甲1529番地13　サンハイツ503号
破産者　三木さおり（旧姓金津）
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２２号
奈良県香芝市高166番地の11、前住所奈良県桜井市大字阿部292番地２
破産者　川添ひとみ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
奈良県大和高田市曽大根１丁目２番16号
破産者　小橋川英子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
奈良県橿原市城殿町254番地の３、前住所奈良県大和高田市今里町５番28号
破産者　中村　幸宏
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
奈良県北葛城郡王寺町久度４丁目１番９―21号、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目41番８号
破産者　幾嶋　伸浩
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
奈良県大和高田市大字大谷59番地の２
破産者　尾嵜　和美
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
和歌山県田辺市文里２丁目10番29号、開始決定時の住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の73
破産者　楠本　豊隆
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３９号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目20番16―102号　ハイツ儀兵衛102号
破産者　浦路　公春
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１５２号
山口県下松市大字河内1026番地１
破産者　磯部　倫子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２４３号
福岡県久留米市高良内町4421番地８
破産者　大渕　元嗣
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第５９号
福岡県京都郡みやこ町勝山池田347番地
破産者　坂本美智幸
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
宮崎市祇園２丁目90番地
破産者　海江田久幸
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第８５９号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目３番12―208号
破産者　清水真妃こと　金　　清美
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７５号
兵庫県尼崎市大島２丁目23番１号
破産者　一之瀬　剛
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７７号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目27番６号
破産者　山原　和江
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５２号
岡山県都窪郡早島町前潟512番地11　プリード早島Ｃ603
破産者　末田　克彦
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
岡山県井原市七日市町704番地10
破産者　岡田有希子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
岡山県倉敷市中庄団地21番10―102号　市営中庄団地
破産者　風早　安子
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
岡山県倉敷市玉島上成606番地　１―201号
破産者　芦内　清志
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
岡山県倉敷市茶屋町329番地８
破産者　藤原　弘志
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
岡山県倉敷市茶屋町2128番地５
破産者　田中　隆国
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係